

おうちの方へ

インフルエンザの出席停止期間について

発症後5日を経過 + 解熱後2日を経過するまでは、
学校はお休みになります。ゆっくり静養してください。

例	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後2日目に 解熱した場合	発症 / 発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	※まだ発症後5日 を経過していない ため登校できない	登校可能 	
出席停止期間	→							
発症後4日目に 解熱した場合	発症 / 発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 
出席停止期間	→							

※インフルエンザ発症日を0日と数えます。

※「解熱後2日」というのは、解熱した日を0日と数えます。

※発症とは…

病院を受診した日ではなく、**インフルエンザ様症状(発熱など)が始まった日**です。

病院を受診したときに、発症日を確認してください。

※最短でも発症してから5日間は出席停止となります。

インフルエンザの治療薬を使うと早く解熱することがありますが、感染力の強いウイルスは体の中に残ったままです。**感染を広めないためにも、決められた期間ゆっくり休ませてください。**

この早見表は、ご家庭で経過を見るために作成した物です。インフルエンザについては、

「登校許可証明書」は不要ですが、出席停止期間については、必ず、かかりつけ医(受診先)の指示に従うようにお願いします。